



第 560 号 令和 7 年 3 月 1 日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町 601-1 こどもみらい館 2 階
T E L (075) 256-0351
F A X (075) 241-3568
発行人 井 本 雅 美

定期健康診断について

会 長 井 本 雅 美

来月から新学期、学校医にとって最も大きな職務である児童生徒の定期健康診断が始まります。定期健康診断は 6 月末までに行うことが学校保健安全法で定められており、各学校において既にスケジュールが決まっていることと思います。

昨年 1 月に文科省から出された「原則着衣で健診」という通知によって、令和 6 年度は今までと健診の方法が異なったり、色々ご苦労があったことと思います。令和 7 年度につきましては、今年度と大きな変更点はありませんが、引き続き原則着衣で、できる限り見落としのない健診を行うには、適切に着衣をめくるなど教職員の協力が必要です。特に、脊柱の検査においては、背中側、肩が見える程度まで着衣をめくる必要があり、教職員の介助が不可欠になります。

昨年 9 月に学校医の先生方にアンケートを行ったところ、脊柱検査時の対応において、約 40% の学校では、学校医あるいは児童生徒自身が着衣をめくって（あるいは着衣の上から）実施しているという結果でした。この点につきましては教育委員会と話し合い、教職員が内科・脊柱検査において必ず適切な介助につくよう、学校側に周知していただきました。本紙 2 ページと 3 ページに、「検査・診察時の留意点（内科・脊柱検査）」を載せております。令和 6 年度からの変更点は、【検査・診察時】の欄に 2 箇所あり、1 つめは、「※性別や発達段階に関わらず、同様の対応とすること」という項目が加わったこと、2 つめは、「必要に応じて教職員が補助する」という項目が削除された（つまり必要に応じて、ではな

く、必ず補助する）、その 2 点です。

学校医の先生方は、本紙 2 ページ目の【検査・診察時】の内容を再確認の上、事前に補助者の配置について教職員と打ち合わせをしていただき、学校医、児童生徒双方にとって、ストレスなく円滑な検査・診察が実施できることを願っております。新任学校医の先生方は特に不安な事もあるかと思いますが、不明点などございましたら遠慮なく学校医会にお問い合わせください。

多くの先生方は、制約のある中で、正確な健診を丁寧に行われておられると思いますが、いくら自分が正しいと思って行動していても、一緒に健診を行う教職員、そして児童生徒、さらには保護者との同意形成や信頼関係がないと、健診行為が正当に評価されないばかりか、場合によっては誤解されるなど、不本意な結果を招くこともあります。繰り返しますが、学校側と健診方法について十分な打ち合わせを、そして学校は児童生徒や保護者に健診の方法やその意味を伝えることを怠らないようにしていただきたいと思います。

学校医の先生方も、カメラ付き携帯の扱い（上着のポケットなど外から見える場所に入れない）、言葉遣いや発言内容、時間厳守などに気を配っていただきますよう、よろしくお願いします。

学校医の職務については学校保健安全法の施行規則で規定されていますが、今の時代に合わせて学校医が本来すべきことを、健診項目を含め見直す必要があると考えます。

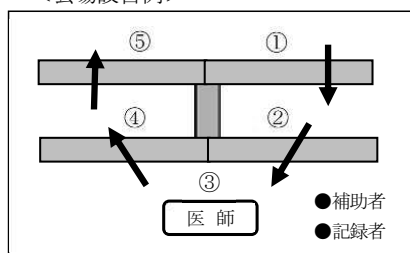
検査・診察時の留意点（内科・脊柱検査）

検査・診察の実施にあたっては、正確な検査・診察の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、必ず学校医に事前相談のうえ、学校園の実情や児童生徒等の発達段階にあわせて運用してください。

【会場の設営等】

- ・ 性別等に応じて、時間や場所を考えて別々に検診を行う等、工夫する。
- ・ 衝立やカーテンを利用し、脱衣や診察の際に周囲の目から遮断する。
- ・ 医師の検査・診察の直前まで、脱いだ衣服やタオルなどを活用し、不必要な露出を避ける。
（検査・診察を待つ間は、体操服等の袖を抜いた状態にする、脱いだ服を胸にあてる、水泳時に使用するバスタオルを活用する等）
- ・ 会場内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られないようにする。

<会場設営例>



※衝立

【検査・診察時】

- ・ 児童生徒等や保護者に正確な検査・診察の重要性（疾病の見逃しの可能性等）を伝え、胸部を隠す工夫等の配慮を行いながら対応する。
- ※ 性別や発達段階に関わらず、同様の対応とすること。
- ※ タオルを使用したり下着や体操服を着用したりする場合は、検査・診察に支障がないよう、胸部聴診時及び背部視診時に肩甲骨が見えるようにすそをあげる等の対応を行う。
- ・ 円滑な検査・診察実施のため、診察時に衣服等のすそをあげる等の補助者を配置し、教職員の役割分担についても工夫する（養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会うなど）。

<聴診・視診時の工夫例>



※あくまでも参考例（一例）です。各学校園の実情に応じて学校医とご相談ください。
※正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により体を覆い、児童生徒等プライバシーや心情に配慮してください。

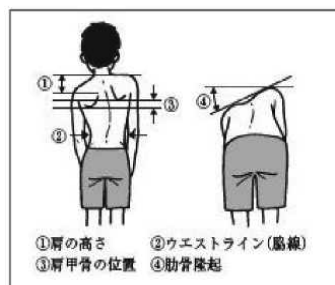
【児童生徒等や保護者への事前の対応】

検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

(参考) 特に留意が必要な検査項目について

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、背中や腰を触診する場合がある。



脊柱に関する検査例
〔「児童生徒等の健康診断マニュアル」より〕

② 胸郭の疾病及び異常の有無

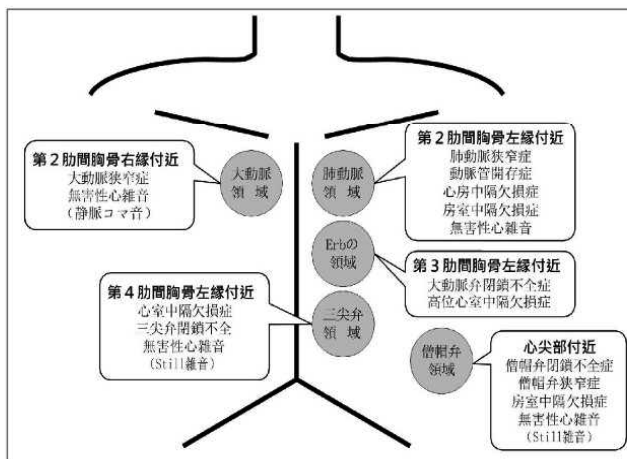
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合がある。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫（みずいぼ）や伝染性膿痂疹（とびひ）、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合がある。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合がある。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着等の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、右図の場所の肌に聴診器を当て聴診する。



聴診器を当てる場所の例

第3回 京キッズRUN

池田東小学校医 西村 康孝

日 時 令和7年2月9日(日)

出 務 杉本英造 西村康孝

傷病記録 下肢痛 4名 擦過傷 3名

競技中気分不良 2名

ゴール後気分不良 1名

京キッズRUNは大文字駅伝の代替大会で、本年が3回目です。1000m走の標準記録をクリアした約1000人の6年生児童が、地域別に4部に分かれて走りました。前日は京都も数年ぶりの雪で積雪があり、トラックの除雪作業に教職員の先生方が朝の7時過ぎから奮闘され、何とか約1時間遅れで開催が可能となりました。子ども達のために懸命に作業された先生方に敬意を表したいと思います。トラックが濡れていることによる転倒などが多くなるのではと心配しましたが、幸い天気は回復し午後にはフィールド内の雪もすっかり解けてコンディションは良好でした。アップ用のサブグラウンドでも救護室を設けていましたが、練習から無理をする子ども

はならず、救護室の来室者は午前午後通じて0人でした。メイングラウンドでは、やはり20人以上が同時にスタートすることもあり、最初から飛ばしすぎる子どもや団子状態の中転倒する子どもたちが散見されました。途中で気分不良でうずくまってしまうレース続行不可能になった子どもが、救護室でずっと泣いていたのでこちらまで胸が痛くなりました。この日のために頑張ってきたのが明らかだったので完走させてあげたかったです。男子の1位は3分6秒、女子の1位は3分13秒(新記録)でした。マラソンのトップランナーのペースより早く驚きました。1000mはなかなか難しい距離だとは思いますが、順位に関係なく何とか無事に完走できた子どもたちの充実した笑顔にこちらも元気をもらいました。京キッズRUNを経験した子どもの中から、将来、都道府県対抗女子駅伝や箱根駅伝を走る選手、またオリンピックに出る選手などが出たらいいなと思わせる大会でした。

●●● 令和7年度 京都市学校医会総会 ご案内 ●●●

(京都府医師会指定学校医1単位取得)

期 日 令和7年4月19日(土)

場 所 ウェスティン都ホテル京都 (京都市東山区栗田口華頂町1 TEL771-7111)

1. 総 会 午後3時30分より

2. 講演会 午後4時30分より

講師 スクールカウンセラー 川島 裕子 氏

演題 「今、子どもたちは何に悩んでいるのか ～アートセラピーを通した子ども理解～」

3. 懇親会 午後6時より 会費 10,000円(当日受付にて)

キャンセルに関して：2日前以降もしくは無断キャンセルにつきましては会費のご負担をお願いいたします。

お申込みは**3月末日(必着)**で、往復葉書(2月下旬に送付済み)でのご返信、または学校医会事務局(TEL 075-256-0351)までご連絡ください。

令和7年度からの成長曲線活用による受診勧奨判定基準

成長曲線活用に基づく児童生徒の健康管理に関する小委員会

北野中学校医 林 鐘 声

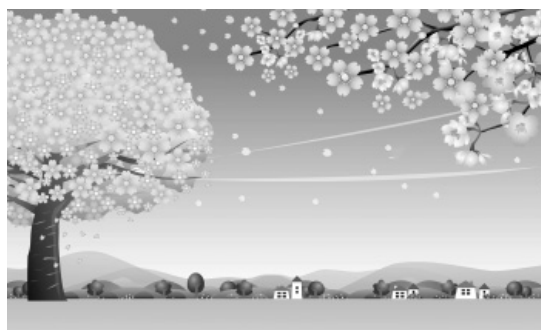
教育委員会体健室の5人の担当者と学校医会の木崎善郎顧問、西村康孝理事、松尾敏学校医と私の4人が上記小委員会のメンバーとなり、体健室で令和6年9月、12月、令和7年2月に協議を行い、4月から運用する受診勧奨判定基準（表）を作成しました。3月の理事会で運用の了承を得ましたので報告します。

次ページの表にある日本学校保健会が示す成長曲線の9グループの各々の異常値の基準は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」日本学校保健会編集（平成27年8月25日発行）によるものです。令和元年度の養護教育研究会との懇談会では、異常値であっても全例を要受診とすることはなく経過観察としている例が多く、その線引きに悩むこともあるという意見が出ていました。木崎顧問が令和5年9月号の校医ニュースで、成長曲線の判定と対応をより専門的に実施すべきと提言したのを受けて、学校医会が調査したところ、京都市のA小学校では児童の21%（111/519）、A中学校では生徒の51%（115/225）、B中学校では生徒の48%（118/246）に異常値を認めたことから、要受診、経過観察の事後処理の基準を明確にすることが必要なことは明らかでした。新潟市では要受診の基準を表の通りに設定し、令和5年度は約5%が要受診であったと報告しています。京都市もその基準に倣っても良かったのですが、「成長曲線活用の実際－成長曲線に基づく児童生徒等の健康管理の手引き－」日本学校保健会編集（平成30年3月30日発行）の基準に準拠することにしました。

学校で成長曲線を作成するのも要受診か経過観察かを判定するのも、養護教諭が中心に担うことになります。曖昧なところが少ない条件設定ですので、判定の揺るぎは少なくなります。それでも惑う場合

などには学校医に相談がありますので、その時はどうぞ宜しくお願いします。判定を決め難い事例に対しては、相談窓口を学校医会事務局に置きましたので、学校から学校医会事務局に連絡が入ると専門医が検討したうえで学校に返事するように取り扱うとともに、先生方からの問合せにも同様に対応いたします。

学校現場で、児童生徒や保護者に異常判定の理由や受診の必要性を説明するのは容易ではありません。その点を配慮した説明文と受診医療機関のリストアップは4月に間に合わせます。今後も児童生徒の健康管理に資するものになるよう検討を加えていく予定です。



表：成長曲線の判定基準

群	判定	日本学校保健会	新潟市
1	統計学的 高身長	身長 of 最新値が 97 パーセント イル以上	要受診：不要 経過観察：さらに成長促進のある時
2	発育促進 (身長)	過去の身長 of 最小値に比べて最 新値が 1Z スコア以上大きい	要受診：男児小 5 / 女児小 3 以下 経過観察：不要
3	統計学的 低身長	身長 of 最新値が 3 パーセント イル以下	要受診：不要 経過観察：両親の身長を考慮して判断
4	発育停滞 (身長)	過去の身長 of 最大値に比べて最 新値が 1Z スコア以上小さい	要受診：小学生及び思春期末完了 of 中学生 思春期完了 of 目安…男児：変声、女子：初経
5	極端低身長	身長 of 最新値が -2.5 Z スコア 以下	要受診：全ての学年
6	肥満	肥満度 of 最新値が 20% 以上	要受診：肥満度 $\geq +50\%$ 経過観察：肥満度 $+20 \sim +50\%$
7	進行性肥満	過去の肥満度 of 最小値に比べて 最新値が 20% 以上大きい	要受診：かつ肥満度 $\geq +20\%$ 経過観察：肥満度 $< +20\%$
8	痩せ	肥満度 of 最新値が -20% 以下	要受診：肥満度 $< -30\%$ 経過観察：肥満度 $< -20 \sim -30\%$ 、 進行性痩せの場合は要受診
9	進行性痩せ	過去の肥満度 of 最大値に比べて 最新値が 20% 以上小さい	要受診：かつ直近 2 年間で肥満度 -15% 減少 経過観察：痩せた原因が分かれば経過観察

※ 経過観察と判定され、次回の身体計測で再度対象となった場合は、必要に応じ

※ 定期健康診断以降の身体計測で対象となった場合は、その都度必要に応じて学

<京都市基準の補足説明>

1 ～ 5 群は、日本学校保健会発行「成長曲線活用 of 実際」の基準、6 ～ 9 群は、京都

受診勧奨判定基準	
京都市	
要受診	2群または4群との重複がある場合
経過観察	他群との重複なし
要受診	平均的思春期開始年齢より1年前未満（男子10歳6ヶ月未満、女子9歳未満）
経過観察	平均的思春期開始年齢より1年前以後（男子10歳6ヶ月以後、女子9歳以後）
要受診	2群4群5群のいずれかと重複がある場合
経過観察	他群との重複なし
要受診	・平均的思春期開始年齢プラス1歳未満（男子12歳6ヶ月未満、女子11歳未満） ・平均的思春期開始年齢プラス1歳以後（男子12歳6ヶ月以後、女子11歳以後）かつ成長曲線の下方向への偏位がある場合 ・平均的思春期開始年齢プラス1歳以後（男子12歳6ヶ月以後、女子11歳以後）かつ成長曲線の下方向への偏位がなく、かつ男子14歳、女子12歳を過ぎても成長曲線の上方向への偏位がない場合
経過観察	平均的思春期開始年齢プラス1歳以後（男子12歳6ヶ月以後、女子11歳以後）かつ成長曲線の下方向への偏位がなく、かつ男子14歳未満、女子12歳未満に成長曲線の上方向への偏位がある場合
要受診	身長の最新値が $-2.5Z$ スコア以下（性別学年不問）
要受診	肥満度 $\geq 50\%$
学校医による健康相談・受診勧奨	肥満度 $30\% \leq \text{肥満度} < 50\%$ で悪化傾向や肥満症を疑わせるような所見がある場合
経過観察	$20\% \leq \text{肥満度} < 30\%$ $30\% \leq \text{肥満度} < 50\%$ で肥満度が低下傾向もしくは横ばいの場合
要受診	肥満度 $\leq -30\%$
学校医による健康相談・受診勧奨	$-30\% < \text{肥満度} \leq -20\%$ で食行動に異常があり摂食障害の疑いがある場合
経過観察	$-20\% < \text{肥満度} \leq -10\%$ $-30\% < \text{肥満度} \leq -20\%$ で食行動に異常がなく摂食障害の疑いがない場合
受診勧奨	短期間（数ヶ月）での体重変化が激しい場合

て学校医に相談すること。

校に相談すること。

市学校医会発行「京都市における肥満とやせの指導マニュアル」の基準をそれぞれ採用

第 10 回 常任理事会

令和 7 年 3 月 1 日 於 事務局

出席者 井本会長、山内副会長、安野専務理事、
大久保・中嶋・西村・八田・守上各常任
理事、嶋元眼科学校医会理事、林議長

会長挨拶

<報告事項>

1. 色覚相談 2／4、2／18 各 2 名
2. 令和 6 年度京都府医師会学校医部会総会
(WEB) 2／6 林、杉本
3. 令和 6 年度思春期保健対策ネットワーク会議
2／7 於：WEB 八田
4. 第 3 回京（みやこ）キッズRUN（大文字駅伝
代替大会1000m記録会） 2／9
於：たけびしスタジアム京都 杉本、西村
5. 精神衛生研究会 2／13
6. 第73回近畿医師会連合学校医研究協議会総会
2／16 於：ホテル日航奈良 井本
7. 検査・診察時の留意点（内科・脊柱検査）の改
定版
8. 成長曲線の活用に基づく小委員会
2／17 於：体健室
林、西村、木崎顧問、松尾先生
9. 心臓病相談事業について
工場保健会で継続 林
10. 眼科：嶋元先生が 3 月で常任理事会メンバーを
ご退任、4 月から新井真理先生が後任
11. その他

<協議事項>

1. 令和 7 年度産業医について
2. 成長曲線の活用について
受診勧奨判定基準京都市案
3. 総会資料について
4. 5 年後の全国学校保健・学校医大会について
準備委員会を
5. その他

<関連学会・各種協議>

1. 上京支部会 3／1 18：00 ～
於：萬亀楼 井本
2. 色覚相談 3／4、3／18、4／15 各 2 名
3. 京都府医師会新任学校医研修会 3／4
14：00 ～ 於：WEB 杉本
4. 令和 6 年度生命のがん教育推進プロジェクト事
業プロジェクトチーム会議 3／4
16：00 ～ 17：00 於：WEB 井本
5. 精神衛生研究会 3／13、4／10
6. 京都市学校医会新任校医研修会 3／13
14：00 ～ 於：こどもみらい館 4 階
井本・山内・安野、平杉先生、松波先生
7. 全理事会 4／3 14：00 ～ 於：事務局
8. 第11回常任理事会 4／5 14：00 ～
於：事務局
9. 東山支部会 4／13 17：00 ～
於：ホテル日航プリンセス 井本
10. 令和 7 年度京都市学校医会総会 4／19
15：30 ～ 於：ウェスティン都ホテル京都
11. その他